

第 69 号議案

豊後大野市水道事業給水条例の一部改正について

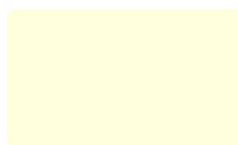
豊後大野市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 6 年 9 月 2 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

水道事業の健全な経営を確保するため、水道料金の改定等を行いたいので、この案を提出するものである。



豊後大野市水道事業給水条例の一部を改正する条例

豊後大野市水道事業給水条例(平成17年豊後大野市条例第236号)の一部を次のように改正する。

第26条第1項中「加算水量料金の」を「従量料金の」に改め、同項の表を次のように改める。

区分 用途	メーターの 口径 (単位:ミリ メートル)	基本料金 (円)	従量料金(1立方メートルにつき)(円)		
			1立方メートル 以上9立方メー トル未満	9立方メートル 以上151立方メ ートル未満	151立方メー トル以上
一般用	13	1,110	45	158	166
	20	1,110			
	25	1,566			
	30	2,940			
	40	4,274			
	50	6,740			
	75	9,358			
	100	11,548			
臨時用			465		

備考 この表において「臨時用」とは、工事その他臨時に水道を使用する場合をいう。

第26条第2項を削る。

第27条に次の1項を加える。

- 2 前項の使用水量に1立方メートル未満の端数があるときは、その端数は、翌月に繰り越して算定する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第26条の規定は、令和7年5月1日以後に調定が行われる月分の水道料金について適用し、同年4月1日から同月30日までの間に調定が行われる月分の水道料金については、なお従前の例による。

